告示

○総務省告示第三百四十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、昭和三十六年郵政省告示第五百二十五号（水底線路の保護区域を指定する件）の第三号に係る水底線路の保護区域の指定は解除する。

平成二十四年九月二十八日

総務大臣　川端　達夫

第一号

一　敷設区間

堀江～睦月島間

（堀江側）愛媛県松山市和気町二丁目八六二―一四地先

（睦月島側）愛媛県松山市睦月甲六七―二地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内。ただし、底びき網漁業を行うことを可能とする区域を除く。

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

第二号

一　敷設区間

睦月島～中島間

（睦月島側）愛媛県松山市睦月甲二一六三―四地先

（中島側）愛媛県松山市中島大浦二九〇―三地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

第三号

一　敷設区間

中島～怒和島間

（中島側）愛媛県松山市吉木乙九五―三地先

（怒和島側）愛媛県松山市上怒和乙三四九―二地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

第四号

一　敷設区間

怒和島～興居島間

（怒和島側）愛媛県松山市元怒和甲三〇〇地先

（興居島側）愛媛県松山市由良町二一一地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内。ただし、底びき網漁業を行うことを可能とする区域を除く。

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

第五号

一　敷設区間

興居島～堀江間

（興居島側）愛媛県松山市門田町七〇二―一地先

（堀江側）愛媛県松山市和気町二丁目八八七―五地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内。ただし、底びき網漁業を行うことを可能とする区域を除く。

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

別図

